

信用保証料補助制度変更のご案内

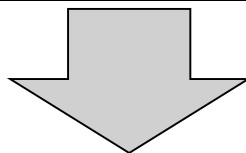
令和6年4月1日から、信用保証料の補助制度が変更となります。

変更点

現行 令和5年度まで(令和6年3月31日までの融資実行分)

対象融資制度	補助率	限度額
・ 愛知県小規模企業等振興資金（振、振小）	100%	40万円
・ 愛知県経済環境適応資金（環伴、環特など）		
・ 刈谷市商工業者事業資金（マル刈）		
・ 愛知県経済環境適応資金（環セ 80、環セ 100）	100%	100万円

※市外事業者の限度額は2分の1



改正後 令和6年度から(令和6年4月1日からの実行分)

対象融資制度	補助率	限度額
・ 愛知県小規模企業等振興資金（振、振小）	80%	20万円
・ 刈谷市商工業者事業資金（マル刈）		
・ 愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金）		
・ 愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金を除く）（環伴、環特など）	100%	40万円
・ 愛知県経済環境適応資金（環セ 80、環セ 100）	100%	100万円

※市外事業者の限度額は2分の1

※申請額は少数点以下切り捨て

注意点

○補助率 の考え方

令和6年3月31日までに融資実行した分は現行制度の補助率で計算してください。

○計算方法

新たな融資に係る保証料の金額から、回収条件のかかっている融資に係る返戻の金額(手数料が引かれる前の金額)を差し引いたうえで、補助率を乗じて算定します。

○限度額 同一年度内の考え方

限度額は4月1日～翌年3月31日に受け付けたもので累積します。

同一年度内の限度額については融資実行日ではなく、提出日を基準に累計してください。

(例1)

マル刈 令和6年3月29日融資実行、同日申請書提出の場合

補助率も限度額も現行制度での取り扱いとなります。令和5年度の限度額までの補助金の申請をしていただけます。また、令和6年度の限度額も使ったことにはなりません。

(例2)

マル刈 令和6年3月29日融資実行、令和6年4月1日申請書提出の場合

補助率、限度額は現行制度で計算し、補助率100%、限度額40万円となりますが、令和6年度の限度額の累計に含みます。

(例3)

令和6年4月1日融資実行、同日申請書提出の場合

補助率も限度額も新制度での取り扱いとなります。

【保証料30万円の場合】

振・振小、マル刈であれば、 $30\text{万円} \times 80\%(\text{補助率}) = 24\text{万円}$ となり、申請額は24万円(限度額)です。

環伴、環特、環創などであれば、 $30\text{万円} \times 100\%(\text{補助率}) = 30\text{万円}$ となり、申請額は30万円です。